

府政だより



発行 大阪府府民文化部府政情報室
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

<http://www.pref.osaka.lg.jp/>

府政だより

検索

知ってはいませんか?



令和2年4月から 新しいたばこのルールが スタートします!



※改正健康増進法が、令和2年4月1日から全面施行されます。



飲食店、オフィス、工場、ホテル・旅館
など多くの人が集まる施設は

4月から **原則屋内禁煙**

※学校・病院・行政機関の庁舎等は、令和2年4月から屋外を含め敷地内は全面禁煙です。



20歳未満の方は

**喫煙エリア
立入禁止**

喫煙室を設置する場合、**標識の掲示** を義務付け

標識は、府HPからダウンロードできるで

オフィス等の施設

喫煙室がある施設は、出入口に
標識があるねん。チェックしてや



レイチェルさん
(吉本新喜劇)



喫煙専用室あり



加熱式たばこ
専用喫煙室あり

※「喫煙専用室」: 全てのたばこが喫煙できます。
「加熱式たばこ専用喫煙室」: 加熱式たばこのみ喫煙できます。

飲食店



酒井 藍さん(吉本新喜劇座長)



喫煙可能店



加熱式たばこ
専用喫煙室あり



喫煙専用室あり



禁煙

※①～③全てに該当する経営規模の小さい既存飲食店は、喫煙か禁煙か選択できます。
①令和2年4月1日時点で営業している ②個人経営または資本金が5,000万円以下
③客席面積が100㎡以下(※大阪府内の飲食店は令和7年4月から30㎡以下となります。)

施設管理者のみなさんへ



喫煙禁止場所には
灰皿等の設置禁止

喫煙室を設置する場合

喫煙室の基準

- ①壁や天井でおおわれた部屋にする
 - ②煙を屋外に排出する
 - ③喫煙室の出入口は、中に向けた気流を0.2m/毎秒以上確保する
- 広告・宣伝の際には喫煙室設置を明示

※喫煙室を設置する飲食店に対する支援制度があります。

補助金相談窓口:(公財)大阪産業局
☎06(6266)1977

※義務違反時には指導、命令、罰則などが適用される場合があります。

望まない受動喫煙を生じさせることがないように
努めましょう。とりわけ、子どもは自らの意思で
受動喫煙を避けることが困難です。
子どもの周囲では特に配慮してください。



大阪府受動喫煙防止対策 相談ダイヤル

☎06(6944)8224

平日(月～金) 9:30～18:00

※祝日・年末年始(12/29～1/3)は除く

※大阪市・堺市・豊中市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市も
相談ダイヤルを設置しています。詳しくは大阪府ホームページへ

この記事のお問い合わせ先 府健康づくり課 ☎06(6944)8224 HP 大阪府受動喫煙防止条例 検索

次号は令和2年4月15日(水)にお届けする予定です



広告